

いばらき高齢者プラン 21 推進委員会設置要項

1 趣 旨

介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、高齢者保健福祉施策の一層の充実・強化を図るため、いばらき高齢者プラン 21 推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 審議事項

委員会は次の事項について審議する。

- (1) いばらき高齢者プラン 21 の策定方針に関すること。
- (2) いばらき高齢者プラン 21 の原案に関すること。
- (3) いばらき高齢者プラン 21 の点検・評価及び推進に関すること。
- (4) その他必要事項

3 委 員

- (1) 委員は、別表に掲げる保健・医療及び福祉関係団体の代表者並びに学識経験者、保険者・被保険者の代表者等で構成し、福祉部長が委嘱する。
- (2) 委員の任期は、委嘱の日の属する年度を含め3年度間とする。ただし、再任を妨げない。欠員が生じた場合、後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員長及び副委員長

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から選任する。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 会 議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。
- (2) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができるものとする。

6 事務局

委員会の事務局は、茨城県福祉部長寿福祉課に置く。

付則

この要項は、平成 20 年 4 月 16 日から施行する。

付則

この要項は、平成 23 年 5 月 17 日から施行する。

付則

この要項は、平成 25 年 10 月 16 日から施行する。

付則

この要項は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。

付則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要項は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。

付則

この要項は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

付則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要項は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

付則

この要項は、令和 2 年 9 月 23 日から施行する。

付則

この要項は、令和3年12月14日から施行する。

付則

この要項は、令和4年10月31日から施行する。

付則

この要項は、令和5年8月17日から施行する。

付則

この要項は、令和6年11月26日から施行する。

付則

この要項は、令和7年11月6日から施行する。

付則

この要項は、令和8年7月31日から施行する。

別表

選出区分	団体等名称	職名	氏名
学識経験者	N P O 法人日本健康加齢推進機構	理事長	大田 仁史
	茨城大学教育学部	教 授	瀧澤 利行
保健・医療 関係者	(一社)茨城県医師会	副会長	伊藤 金一
	(公社)茨城県歯科医師会	理 事	野木 隆久
	(公社)茨城県看護協会	会 長	中島 貞子
	(公社)茨城県栄養士会	会 長	石川 祐一
	(一社)茨城県介護老人保健施設協会	理 事	小柳 賢時
	(公社)茨城県薬剤師会	副会長	望月 武人
	(一社)茨城県リハビリテーション専門職協会	会 長	佐藤 弘行
福祉関係者	(一社)茨城県介護支援専門員協会	副会長	一瀬 将宏
	(社福)茨城県社会福祉協議会	常務理事 兼事務局長	田中 康裕
	(一社)茨城県福祉サービス振興会	副会長	能本 守康
	(一財)茨城県民生委員児童委員協議会	会 長	菊地 則行
	(一社)茨城県老人福祉施設協議会	会 長	木村 哲之
	(一社)茨城県介護福祉士会	副会長	伊藤 浩一
	(一社)茨城県社会福祉士会	会 長	竹之内 章代
保険者	石岡市福祉部高齢福祉課	課 長	海老澤 昌代
	茨城町保健福祉部長寿福祉課	課 長	黒野 波美
被保険者	(公財)茨城県老人クラブ連合会	会 長	坂本 鉄夫
	(公社)認知症のひと家族の会茨城県支部	代 表	牧野 優子